

医療保険にご加入で
新型コロナウイルス感染症の診断日(陽性判明日)が
2022年9月26日以降となったお客様

2022年9月26日

なないろ生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金のご請求について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2022年9月9日リリースのとおり、診断日(陽性判明日)が2022年9月26日以降で新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、医師・保健所等の指示により臨時施設(ホテル等の滞在型施設)あるいは自宅等にて治療を受けられた場合(以下、「みなし入院」)のお支払対象は、厚生労働省が定める重症化リスクの高い方々のみといたします。

ご請求いただく際には、「請求書」以外に「My HER-SYS の療養証明書(診断年月日が表示されたもの)」が必要となりますが、「My HER-SYS の療養証明書」がご準備できない場合、「新型コロナウイルス感染症に罹患していることの確認書類」に加え、「重症化リスクを確認できる下記の書類」をご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

(注) 以下の記載は2022年9月26日時点のものであり、今後、法令の改正等により変更する可能性があります。

重症化リスクの分類	必要となる書類								
① 65歳以上の方	(特にご提出いただく書類はございません)								
② 妊娠している方	・ 母子健康手帳のコピー(被保険者名・妊娠の経過が確認できるページ) ・ 医師・医療機関による妊娠していることを証明する書類(診断書)								
③ 入院を要する方	・ 入院加療が必要な状態であることを証明する書類(医療機関の診断書)								
④ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬または酸素投与が必要と医師が判断する方	・ 新型コロナ治療薬(※)の投与が確認できる処方箋・診療明細書のコピー ・ 「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載のある診療明細書のコピー ※厚生労働省が定める以下の治療薬となります。(2022年9月26日時点) <table border="1" data-bbox="619 1464 997 2020"><tbody><tr><td>ロナプリーブ(カシビマブ・イムデビマブ)</td></tr><tr><td>ステロイド薬</td></tr><tr><td>ゼビュディ(ソトロビマブ)</td></tr><tr><td>アクテムラ(トシリズマブ)</td></tr><tr><td>パキロビッド(ニルマトレルビル・リトナビル)</td></tr><tr><td>オルミエント(バリシチニブ)</td></tr><tr><td>ラゲブリオ(モルヌピラビル)</td></tr><tr><td>ベクルリー(レムデシビル)</td></tr></tbody></table> <div data-bbox="1029 1464 1398 1615" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">カロナールやロキソニン等の解熱・鎮痛薬や市販の風邪薬は、新型コロナウイルス治療薬には含まれません。</div>	ロナプリーブ(カシビマブ・イムデビマブ)	ステロイド薬	ゼビュディ(ソトロビマブ)	アクテムラ(トシリズマブ)	パキロビッド(ニルマトレルビル・リトナビル)	オルミエント(バリシチニブ)	ラゲブリオ(モルヌピラビル)	ベクルリー(レムデシビル)
ロナプリーブ(カシビマブ・イムデビマブ)									
ステロイド薬									
ゼビュディ(ソトロビマブ)									
アクテムラ(トシリズマブ)									
パキロビッド(ニルマトレルビル・リトナビル)									
オルミエント(バリシチニブ)									
ラゲブリオ(モルヌピラビル)									
ベクルリー(レムデシビル)									

<新型コロナウイルス感染症に罹患していることの確認書類>

①「My HER-SYS」の療養証明書(画面)

(診断年月日が表示されたもの)

②上記①がご準備できない場合

ア. 新型コロナウイルス感染症に罹患したことを示す医療機関や検査センター等が発行する検査結果
(被保険者名・検査日または検査結果判明日の表示があるものに限り)

イ. 自治体の健康フォローアップセンター(自治体によって名称が異なる場合があります)の受付結果
(被保険者名の表示があるものに限り)

ウ. 上記アまたはイがない場合は、医師が新型コロナウイルス感染症と診断したことがわかる書類

- ◇ お客様自ら抗原検査キット等で実施した検査結果のみではご請求いただけません。
- ◇ 宿泊・自宅療養の期間が厚生労働省の定める療養期間を超える場合、上記に加えて、療養期間がわかる証明書をご提出ください。
- ◇ 医療機関・保健所等から発行された「療養証明書」を既にお持ちの場合は、その療養証明書でご請求できます。

(参考) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース	診断日(陽性判明日)が 2022/9/25 以前	診断日(陽性判明日)が 2022/9/26 以降
<医療機関への入院> ※約款における取扱い	○ (お支払対象)	○ (お支払対象)
<宿泊療養・自宅療養> ※「みなし入院」による取扱い	<u>重症化リスクの高い方</u> ①65歳以上の方 ②妊娠している方 ③入院を要する方 ④重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素投与が必要と医師が判断する方	○ (お支払対象)
	○ (お支払対象)	× (お支払対象外)